

農 整 第 220 号
平成 29 年 7 月 10 日

一般社団法人 富山県建設業協会 殿

富山県農林水産部長



農林水産部 土木工事施工管理基準の一部改正について（通知）

「農林水産部 土木工事施工管理基準」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 7 月 15 日以降の決裁に係る工事より適用することとしたので、関係者の周知方、ご協力をお願いします。

（事務担当：農村整備課技術管理係）

TEL：076 - 444 - 3299

「農林水産部 土木工事施工管理基準」(H29.7月) の改正概要について

1 改正の趣旨

土木工事施工管理基準は、農林水産部所管工事の施工管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたもので、昭和52年4月より施行されている。

現基準は、平成29年4月に改正されたものであるが、農林水産省の一部改正及び林野庁の制定を受け、改正内容を検討し一部改正するものである。

2 主な改正内容

(1) 直接測定による出来形管理

林野庁の出来形管理基準が新たに制定されたことに伴い、これまでの出来形管理基準を【農業農村整備事業編】と【森林整備保全事業編】に再編する。

【農業農村整備事業編】

8 管水路工事(改正)

ア 管水路(プラスチック複合管)D形は、製造者撤退のため削除。

イ FRPM複合管内圧管(遠心力整形法)を削除。

19 地すべり工事(新設)

20 補強土壁工事(新設)

【森林整備保全事業編】を参照

21 農業集落排水施設工事

22 施設機械関係工事

番号の修正

別表エ 管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準(改正)

ア B・C・T形について、製造者の実態から継手形状はストッパーゴムのみとなった。

これにより、入り込み側の基準値がゼロに変更

イ 製造者撤退のためD形が削除

ウ 機能診断業務の等のため、改正前のジョイント間隔基準値を参考資料として記載。

【森林整備保全事業編】

全面改定(国土交通省基準の準拠)

(2) 品質管理

6 その他二次製品（改正）

ダクタイトル鋳鉄管の標準ロッドを改正

(3) 参考資料（新設）

ダブルナット（アンカー）の施工に係る注意事項を記載

改正施工管理基準の施行は、平成29年7月15日を予定。また、富山県HPによる公開をあわせて行うこととしている。